

半 期 報 告 書

(第138期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月30日

みずほ信託銀行株式会社

(502004)

第138期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

みずほ信託銀行株式会社

目 次

	頁
第138期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	33
3 【対処すべき課題】	33
4 【経営上の重要な契約等】	33
5 【研究開発活動】	33
第3 【設備の状況】	34
1 【主要な設備の状況】	34
2 【設備の新設、除却等の計画】	34
第4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
2 【株価の推移】	41
3 【役員の状況】	41
第5 【経理の状況】	42
1 【中間連結財務諸表等】	43
2 【中間財務諸表等】	98
第6 【提出会社の参考情報】	126
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	127
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月26日

【中間会計期間】 第138期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 みずほ信託銀行株式会社

【英訳名】 Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 池田輝彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 東京(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 細井聡一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 東京(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 細井聡一

【縦覧に供する場所】 みずほ信託銀行株式会社浦和支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番18号)

みずほ信託銀行株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸一丁目6番1号)

みずほ信託銀行株式会社千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地)

みずほ信託銀行株式会社名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目2番6号)

みずほ信託銀行株式会社大阪支店
(大阪市北区曽根崎二丁目11番16号)

みずほ信託銀行株式会社神戸支店
(神戸市中央区三宮町一丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	115,989	127,953	131,691	257,400	277,058
うち連結信託報酬	百万円	33,680	32,880	32,468	77,948	66,134
連結経常利益	百万円	34,844	40,327	36,314	72,270	83,172
連結中間純利益	百万円	26,163	23,896	51,792		
連結当期純利益	百万円				42,773	67,745
連結純資産額	百万円	400,548	432,037	471,055	450,330	515,457
連結総資産額	百万円	6,134,122	6,392,618	6,591,982	6,302,531	6,665,974
1株当たり純資産額	円	25.98	33.67	46.13	35.26	49.62
1株当たり中間純利益	円	5.20	4.75	10.30		
1株当たり当期純利益	円				7.88	12.88
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	2.97	2.72	6.00		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				4.86	7.77
自己資本比率	%		6.71	7.10		7.68
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.83	13.69	14.70	14.42	15.69
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	38,935	52,383	309,538	257,697	87,975
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	217,319	54,755	268,604	16,150	22,088
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	81,140	57,484	68,057	65,043	57,500
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	205,840	39,799	53,993		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				204,445	81,065
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,153 [507]	4,273 [531]	4,507 [559]	4,046 [521]	4,228 [530]
信託財産額	百万円	46,333,418	54,308,204	56,725,520	51,509,274	56,333,625

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度から銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第136期中	第137期中	第138期中	第136期	第137期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	97,810	112,302	116,333	223,289	241,564
うち信託報酬	百万円	33,680	32,880	32,468	77,948	66,134
経常利益	百万円	27,290	39,527	34,887	67,193	79,797
中間純利益	百万円	15,643	24,060	51,400		
当期純利益	百万円				31,027	68,817
資本金	百万円	247,231	247,231	247,231	247,231	247,231
発行済株式総数						
普通株式	千株	5,024,755	5,024,755	5,024,755	5,024,755	5,024,755
優先株式		1,100,000	1,080,565	1,032,565	1,100,000	1,080,565
純資産額	百万円	393,026	424,487	463,100	444,729	508,375
総資産額	百万円	6,161,923	6,248,396	6,483,723	6,241,779	6,586,407
預金残高	百万円	2,415,424	2,779,120	2,985,278	2,492,641	2,821,861
貸出金残高	百万円	3,263,683	3,646,161	3,502,837	3,532,645	4,026,203
有価証券残高	百万円	1,945,197	1,768,918	1,939,013	1,715,086	1,719,550
1株当たり配当額	円	普通株式 第一回第一 種優先株式 第二回第三 種優先株式	普通株式 第一回第一 種優先株式 第二回第三 種優先株式	普通株式 第一回第一 種優先株式 第二回第三 種優先株式	普通株式 1.00 第一回第一 種優先株式 6.50 第二回第三 種優先株式 1.50	普通株式 1.00 第一回第一 種優先株式 6.50 第二回第三 種優先株式 1.50
自己資本比率	%		6.79	7.14		7.71
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.52	13.59	14.61	14.29	15.60
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,805 [467]	2,860 [470]	3,007 [487]	2,719 [467]	2,801 [473]
信託財産額	百万円	46,333,418	54,308,204	56,725,520	51,509,274	56,333,625
信託勘定貸出金残高	百万円	941,636	966,428	2,373,631	1,002,883	2,295,445
信託勘定有価証券残高	百万円	7,335,892	9,647,000	10,643,508	8,128,796	10,470,165

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当社グループは、株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社とする当社、連結子会社11社及び持分法適用関連会社1社で構成し、信託銀行業務を中心に総合金融ほか各種コンサルティング等さまざまなサービスをご提供しております。

当社の本支店におきましては、個人のお客さまへ、預金・信託商品や各種投資信託、各種ローン商品のほか信託機能を駆使した資産運用商品や遺言書の管理・執行などのプライベートバンキング業務に係るサービスをご提供しております。

また、法人のお客さまへは、不動産売買の媒介、不動産の鑑定・流動化等の不動産業務、金銭債権を中心とした資産流動化等の資産金融業務、確定給付年金、確定拠出年金等年金信託の受託や資産運用、各種コンサルティング、数理・管理等の年金・資産運用業務、投資信託の受託等の資産管理業務、株式法務知識と実践的な株式実務をご提供する証券代行業務、その他、預金・融資等の銀行業務など広範なサービスをご提供しております。

主要な連結子会社の状況は次のとおりです。

国内では、みずほトラスト保証株式会社、みずほトラストファイナンス株式会社にて金融関連業務を展開し、みずほ信不動産販売株式会社にて、住宅を中心とした不動産の売買の媒介を業務としております。

また、海外におきましては、米国にMizuho Trust & Banking Co.(USA)(米国みずほ信託銀行)、欧州にMizuho Trust & Banking(Luxembourg)S.A.(ルクセンブルグみずほ信託銀行)を配し、日本の機関投資家のお客さまに外国証券投資に関わるさまざまなサービスをご提供しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、連結子会社の株式会社みずほトラストシステムズは、同じく連結子会社である東京情報センター株式会社を吸収合併しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	信託銀行部門	金融関連部門	その他業務部門	合計
従業員数(人)	3,213 [487]	35 [6]	1,259 [66]	4,507 [559]

- (注) 1 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
- 2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	3,007 [487]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
- 2 従業員数は、取締役を兼務しない執行役員19人を含んでおりません。
- 3 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
- 4 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数(他社への出向者を含む。)は2,810人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

〔業績〕

(金融経済環境)

当中間期におけるわが国の経済は、世界経済が堅調に拡大する中、輸出が牽引役となり、緩やかに成長しました。また、消費に力強さが見られないため、原油高にもかかわらず物価は低水準で推移しました。

これらを背景に日本銀行は、景気や物価の動向を注意深く見守るスタンスを維持し、無担保コールレートの誘導目標を0.5%前後に据え置きました。

長期金利は、内外景気の楽観的な見方を受け一時2%近辺まで上昇する局面がありましたが、米国の信用力の低い個人向け住宅融資問題の悪化が世界的な株式・金融市場の混乱を招いたため低下に転じ、1.7%程度で期を終えました。

株価も、好調な企業業績を背景に18,000円台まで上昇した後、金融市場の不透明感の高まりを受け15,000円台まで下落する局面がありましたが、米国の金融緩和を好感し、期末は17,000円近辺まで回復しました。

外国為替は、内外金利差を背景に円安基調となり1ドル120円を上回った後は、米国の景気減速懸念によりドル安傾向が強まり、1ドル115円近辺で期を終えました。

(経営方針)

当社は、「みずほフィナンシャルグループにおけるフルライン信託銀行として、グローバルスタンダードに適った最高水準のサービスをお客さまに提供する」こと、及び「お客さま、株主、市場から高く評価され、広く社会から信頼される、我が国を代表するリーディングトラストバンクをめざす」ことを基本理念として、「お客さまから最も信頼される信託銀行」を目指してまいります。

(業績)

中期経営計画(「信託No. 1への挑戦」～平成21年度の財産管理部門の業務粗利益No. 1奪取～)の3年度目(最終年度)となった当年度上期は、

新たな信託ビジネス創出と更なるマーケットシェア拡大

内部管理態勢の強化

を基本戦略とし、信託機能・高度な専門性の発揮による商品開発力の強化、コンサルティング機能の一層の充実に取り組んでまいりました。特にみずほグループの取引基盤を背景に、プライベートバンキング、不動産、年金・資金運用、証券代行、資産金融、資産管理等の各業務において、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほプライベートウェルスマネジメント等みずほグループ各社と緊密な連携体制を構築することによりシナジー効果を徹底的に追求し、収益力を強化してまいりました。

これらの結果として、財産管理部門の業務粗利益が479億円になるなど、昨年度に引き続き好調な実績となりました。

当中間連結会計期間の連結経常収益は前年同期比37億円増加し1,316億円、連結経常利益は前年同期比40億円減少し363億円となりました。さらに、特別利益236億円、法人税等調整額69億円などの所要額を加減した結果、中間純利益は前年同期比278億円増加し517億円となりました。

また、所在地別セグメントの業績は、日本については経常収益1,269億円、経常利益363億円、その他の地域(米州、欧州)については経常収益53億円、経常利益3億円となりました。

なお、当社グループは信託銀行業務以外に一部で信用保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合は僅少であります。

総資産につきましては、前期末比739億円減少し6兆5,919億円となりました。このうち現金預け金は425億円減少し2,337億円、貸出金は5,224億円減少し3兆4,994億円、有価証券は2,200億円増加し1兆9,565億円であります。総負債は、前期末比295億円減少し6兆1,209億円となりました。このうち預金は1,842億円増加し3兆800億円、コールマネー及び売渡手形は2,099億円減少し3,874億円、債券貸借取引受入担保金は290億円増加し5,230億円、借入金は499億円減少し2,002億円であります。純資産につきましては4,710億円となっております。

連結自己資本比率(国際統一基準)は、14.70%となっております。なお、従前の基準(バーゼル)による連結自己資本比率に相当する数値は13.60%であります。

信託勘定(当社単体)につきましては、信託財産総額で前期末比3,918億円増加して56兆7,255億円となりました。

〔キャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期比3,619億円増加して3,095億円のプラスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は預金、コールローン等の増加、及び貸出金、コールマネー等の減少等であります。投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期比2,138億円減少して2,686億円のマイナスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は有価証券の取得・売却による収支等であります。財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比105億円減少して680億円のマイナスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は自己株式の取得による支出等であります。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は前年度末比270億円減少して539億円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

信託報酬は国内業務部門においてのみ計上しておりますが、前年同期比4億11百万円減少し、324億68百万円となりました。資金運用収支は国内業務部門で前年同期比10億91百万円減少し、240億48百万円、国際業務部門で21億18百万円増加し、29億46百万円となり、相殺消去額を調整の上、合計では前年同期比11億46百万円増加して265億80百万円となりました。

また、役務取引等収支は国内業務部門で前年同期比34億69百万円減少し、301億53百万円、国際業務部門で3億34百万円増加し、24億88百万円となり、相殺消去額を調整の上、合計では前年同期比20億52百万円減少して286億58百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前中間連結会計期間	32,880			32,880
	当中間連結会計期間	32,468			32,468
資金運用収支	前中間連結会計期間	25,140	828	534	25,434
	当中間連結会計期間	24,048	2,946	414	26,580
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	34,808	6,161	1,197	39,772
	当中間連結会計期間	42,271	11,408	1,758	51,921
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	9,668	5,332	662	14,337
	当中間連結会計期間	18,223	8,461	1,344	25,340
役務取引等収支	前中間連結会計期間	33,622	2,154	5,064	30,711
	当中間連結会計期間	30,153	2,488	3,982	28,658
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	41,650	2,649	5,192	39,107
	当中間連結会計期間	38,517	3,075	4,111	37,481
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	8,027	495	127	8,395
	当中間連結会計期間	8,364	587	128	8,823
特定取引収支	前中間連結会計期間	2,695	2,169		525
	当中間連結会計期間	105	675		570
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	2,674	2,141		533
	当中間連結会計期間	105	675		570
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	20	27		7
	当中間連結会計期間				
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,484	1,229	79	3,634
	当中間連結会計期間	702	2,360	93	2,968
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,634	1,338	118	3,854
	当中間連結会計期間	893	2,900	93	3,699
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	149	108	38	219
	当中間連結会計期間	190	539		730

(注) 1 国内業務部門は、当社の円建取引及び国内子会社の取引、国際業務部門は当社の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額()」には、当社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引、ならびに、連結会社相互間で行われた取引に係るものを記載しております。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

国内業務部門における資金運用勘定の平均残高は前年同期比5,547億80百万円増加して5兆9,447億22百万円、利回りは0.13%上昇して1.41%、資金調達勘定の平均残高は前年同期比5,028億71百万円増加して5兆8,020億67百万円、利回りは0.26%上昇して0.62%となりました。

また、国際業務部門における資金運用勘定の平均残高は前年同期比2,058億69百万円増加して6,578億3百万円、利回りは0.74%上昇して3.45%となり、資金調達勘定の平均残高は前年同期比2,067億5百万円増加して6,539億90百万円、利回りは同0.21%上昇して2.58%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5,389,941	34,808	1.28
	当中間連結会計期間	5,944,722	42,271	1.41
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,513,061	27,031	1.53
	当中間連結会計期間	3,931,552	30,736	1.55
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,290,301	6,411	0.99
	当中間連結会計期間	1,322,116	7,638	1.15
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	203,074	180	0.17
	当中間連結会計期間	88,574	269	0.60
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	184	0	0.08
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	10,895	13	0.25
	当中間連結会計期間	12,030	31	0.52
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5,299,196	9,668	0.36
	当中間連結会計期間	5,802,067	18,223	0.62
うち預金	前中間連結会計期間	2,597,083	3,921	0.30
	当中間連結会計期間	2,949,022	7,289	0.49
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	526,667	525	0.19
	当中間連結会計期間	602,582	2,019	0.66
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	762,204	611	0.16
	当中間連結会計期間	513,474	1,484	0.57
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	103,511	95	0.18
	当中間連結会計期間	311,491	1,064	0.68
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	99,167	525	1.05
	当中間連結会計期間	213,101	969	0.90

- (注) 1 当社の平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。また、子会社については、半期毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間38,190百万円、当中間連結会計期間37,651百万円)を控除して表示しております。
- 3 国内業務部門は当社の円建取引及び国内子会社の取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	451,934	6,161	2.71
	当中間連結会計期間	657,803	11,408	3.45
うち貸出金	前中間連結会計期間	29,101	610	4.18
	当中間連結会計期間	39,319	790	4.01
うち有価証券	前中間連結会計期間	258,973	3,875	2.98
	当中間連結会計期間	367,098	8,654	4.70
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	7,552	149	3.96
	当中間連結会計期間	7,220	213	5.89
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	3,190	68	4.29
うち預け金	前中間連結会計期間	155,604	1,418	1.81
	当中間連結会計期間	240,778	1,588	1.31
資金調達勘定	前中間連結会計期間	447,285	5,332	2.37
	当中間連結会計期間	653,990	8,461	2.58
うち預金	前中間連結会計期間	110,130	1,648	2.98
	当中間連結会計期間	109,471	1,882	3.43
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	25,826	639	4.94
	当中間連結会計期間	19,411	518	5.32
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	112,898	2,346	4.14
	当中間連結会計期間	207,223	4,844	4.66
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	10,885	181	3.33
	当中間連結会計期間	5,901	103	3.50

(注) 1 当社の平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。また、子会社については、半期毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間17百万円、当中間連結会計期間15百万円)を控除して表示しております。

3 国際業務部門は当社の外貨建取引、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等及び海外子会社の取引であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5,841,876	238,700	5,603,176	40,969	1,197	39,772	1.41
	当中間連結会計期間	6,602,526	364,387	6,238,138	53,680	1,758	51,921	1.66
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,542,163	41,419	3,500,743	27,642	472	27,170	1.54
	当中間連結会計期間	3,970,872	34,077	3,936,794	31,527	447	31,079	1.57
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,549,274	15,961	1,533,313	10,286	459	9,827	1.27
	当中間連結会計期間	1,689,215	15,748	1,673,467	16,292	370	15,922	1.89
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	210,627		210,627	330		330	0.31
	当中間連結会計期間	95,794		95,794	482		482	1.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	184		184	0		0	0.08
	当中間連結会計期間	3,190		3,190	68		68	4.29
うち預け金	前中間連結会計期間	166,500	6,785	159,714	1,432	6	1,425	1.78
	当中間連結会計期間	252,809	7,601	245,207	1,620	17	1,602	1.30
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5,746,481	222,642	5,523,838	15,000	662	14,337	0.51
	当中間連結会計期間	6,456,057	348,857	6,107,199	26,684	1,344	25,340	0.82
うち預金	前中間連結会計期間	2,707,213	1,817	2,705,396	5,569	0	5,569	0.41
	当中間連結会計期間	3,058,494	2,748	3,055,746	9,172	1	9,170	0.59
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	526,667	4,750	521,917	525	6	519	0.19
	当中間連結会計期間	602,582	4,900	597,682	2,019	16	2,002	0.66
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	788,030		788,030	1,250		1,250	0.31
	当中間連結会計期間	532,886		532,886	2,003		2,003	0.75
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	216,410		216,410	2,441		2,441	2.25
	当中間連結会計期間	518,714		518,714	5,909		5,909	2.27
うち コマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	110,053	41,537	68,515	707	397	310	0.90
	当中間連結会計期間	219,002	34,245	184,757	1,072	403	669	0.72

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間38,208百万円、当中間連結会計期間37,666百万円)を控除して表示しております。

2 「相殺消去額()」には、当社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引、ならびに、連結会社相互間で行われた取引に係るものを記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比16億25百万円減少して374億81百万円となりました。その内訳は、主として国内業務部門の信託関連業務252億21百万円、代理業務31億20百万円であります。

また、役務取引等費用は、前年同期比4億27百万円増加して88億23百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	41,650	2,649	5,192	39,107
	当中間連結会計期間	38,517	3,075	4,111	37,481
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	27,751	1,556	36	29,271
	当中間連結会計期間	25,221	1,704	67	26,858
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	283		0	283
	当中間連結会計期間	270	13		284
うち為替業務	前中間連結会計期間	257	2	0	259
	当中間連結会計期間	285	4	1	288
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	87	94		181
	当中間連結会計期間	91	134		225
うち代理業務	前中間連結会計期間	2,727	426		3,153
	当中間連結会計期間	3,120	489	8	3,602
うち保証業務	前中間連結会計期間	559	2		561
	当中間連結会計期間	507	4		511
役務取引等費用	前中間連結会計期間	8,027	495	127	8,395
	当中間連結会計期間	8,364	587	128	8,823
うち為替業務	前中間連結会計期間	136	6	0	142
	当中間連結会計期間	147	20	0	167

(注) 1 国内業務部門は当社の円建取引及び国内子会社の取引、国際業務部門は当社の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額()」には、連結会社相互間で行われた取引に係るものを記載しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、前年同期比37百万円増加して5億70百万円となりました。その内訳は、主として特定金融派生商品収益5億64百万円であります。他方、特定取引費用は前年同期比7百万円減少しております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	2,674	2,141	533
	当中間連結会計期間	105	675	570
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	4		4
	当中間連結会計期間	2		2
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	20	23	3
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	2,670	2,141	529
	当中間連結会計期間	87	651	564
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
特定取引費用	前中間連結会計期間	20	27	7
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	20	27	7
	当中間連結会計期間			
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、上回った純額を計上しております。

2 特定取引勘定を設置しているのは当社1社であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は、前年同期比43億8百万円減少して264億23百万円となりました。

その内訳は、主として特定金融派生商品255億63百万円であります。他方、特定取引負債は前年同期比50億34百万円減少して250億66百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	3,917	26,814	30,731
	当中間連結会計期間	2,900	23,523	26,423
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	589		589
	当中間連結会計期間	858		858
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1		1
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1		1
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	3,327	26,814	30,142
	当中間連結会計期間	2,039	23,523	25,563
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
特定取引負債	前中間連結会計期間	3,398	26,702	30,101
	当中間連結会計期間	3,071	21,995	25,066
うち売付商品債券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	1		1
	当中間連結会計期間			
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	2		2
	当中間連結会計期間			
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	3,394	26,702	30,097
	当中間連結会計期間	3,071	21,995	25,066
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

- (注) 1 国内業務部門は当社の円建取引及び国内子会社の取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 特定取引勘定を設置しているのは当社1社であります。

(5) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。
信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資 産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	966,428	1.78	2,373,631	4.19
有価証券	9,647,000	17.76	10,643,508	18.76
信託受益権	30,424,881	56.02	29,545,341	52.09
受託有価証券	805,727	1.48	698,968	1.23
金銭債権	6,012,270	11.07	6,329,596	11.16
動産不動産	4,734,912	8.72		
有形固定資産			5,203,891	9.17
地上権	12,116	0.02		
不動産の賃借権	89,070	0.16		
無形固定資産			132,284	0.23
その他債権	132,685	0.25	133,293	0.23
コールローン	24,632	0.05	33,534	0.06
銀行勘定貸	1,003,866	1.85	1,061,071	1.87
現金預け金	454,612	0.84	570,399	1.01
合計	54,308,204	100.00	56,725,520	100.00

負 債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	20,122,902	37.06	21,563,639	38.02
年金信託	4,555,451	8.39	4,385,372	7.73
財産形成給付信託	6,411	0.01	5,687	0.01
貸付信託	239,985	0.44	118,964	0.21
投資信託	7,091,727	13.06	7,564,117	13.33
金銭信託以外の金銭の 信託	1,831,426	3.37	2,993,534	5.28
有価証券の信託	5,682,623	10.46	4,667,478	8.23
金銭債権の信託	5,947,547	10.95	6,234,801	10.99
動産の信託	1,320	0.00	321	0.00
土地及びその定着物の 信託	463,288	0.85	445,211	0.78
包括信託	8,362,537	15.40	8,743,191	15.41
その他の信託	2,981	0.01	3,200	0.01
合計	54,308,204	100.00	56,725,520	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末3,253,354百万円、当中間連結会計期間末3,007,927百万円
なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	14,724	1.52	7,624	0.32
建設業	1,862	0.19	951	0.04
電気・ガス・熱供給 ・水道業	23	0.00		
情報通信業	3,950	0.41	1,315,582	55.42
運輸業	5,439	0.56	848	0.04
卸売・小売業	3,104	0.32	545	0.02
金融・保険業	8,258	0.86	161,892	6.82
不動産業	91,581	9.48	86,763	3.66
各種サービス業	2,786	0.29	13,316	0.56
地方公共団体	24,573	2.54	17,949	0.76
その他	810,128	83.83	768,161	32.36
合計	966,428	100.00	2,373,631	100.00

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	65,894		65,894	46,061		46,061
有価証券	61,185		61,185	93,256		93,256
その他	868,642	240,650	1,109,292	829,003	118,978	947,981
資産計	995,722	240,650	1,236,372	968,321	118,978	1,087,300
元本	995,139	238,490	1,233,629	967,655	117,638	1,085,293
債権償却準備金	203		203	141		141
特別留保金		1,604	1,604		817	817
その他	379	555	935	524	522	1,047
負債計	995,722	240,650	1,236,372	968,321	118,978	1,087,300

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末

貸出金65,894百万円のうち、延滞債権額は6,819百万円、3カ月以上延滞債権額は123百万円、貸出条件緩和債権額は35百万円であります。また、これらの債権額の合計額は6,978百万円であります。

当中間連結会計期間末

貸出金46,061百万円のうち、延滞債権額は7,314百万円であります。

(参考)貸付信託勘定の有価証券の時価等

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(参考)資産の査定額(信託)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権	68	73
要管理債権	1	
正常債権	589	387

(6) 銀行業務の状況

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,762,976	152,575	1,717	2,913,835
	当中間連結会計期間	2,967,968	114,519	2,444	3,080,044
うち流動性預金	前中間連結会計期間	565,537	107,051	1,717	670,871
	当中間連結会計期間	584,678	69,932	2,444	652,166
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,161,853	29,381		2,191,234
	当中間連結会計期間	2,362,418	27,276		2,389,695
うちその他	前中間連結会計期間	35,585	16,143		51,728
	当中間連結会計期間	20,871	17,310		38,181
譲渡性預金	前中間連結会計期間	502,100		4,600	497,500
	当中間連結会計期間	564,300		5,000	559,300
総合計	前中間連結会計期間	3,265,076	152,575	6,317	3,411,335
	当中間連結会計期間	3,532,268	114,519	7,444	3,639,344

(注) 1 国内業務部門は当社の円建取引及び国内子会社の取引、国際業務部門は当社の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額()」には、連結会社相互間で行われた取引に係るものを記載しております。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	3,635,805	100.00	3,484,826	100.00
製造業	394,508	10.85	460,019	13.20
鉱業	6,683	0.18	6,289	0.18
建設業	115,575	3.18	143,664	4.12
電気・ガス・熱供給・水道業	103,431	2.84	94,777	2.72
情報通信業	24,611	0.68	23,162	0.67
運輸業	208,576	5.74	183,749	5.27
卸売・小売業	223,568	6.15	221,093	6.35
金融・保険業	520,224	14.31	439,037	12.60
不動産業	798,601	21.97	806,847	23.15
各種サービス業	255,194	7.02	312,046	8.95
地方公共団体	19,675	0.54	20,491	0.59
政府等	300,000	8.25	100,000	2.87
その他	665,158	18.29	673,652	19.33
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,106	100.00	14,641	100.00
政府等	1,716	41.81	1,587	10.84
金融機関			70	0.48
その他	2,389	58.19	12,984	88.68
合計	3,639,911		3,499,468	

- (注) 1 「国内」とは、当社(特別国際金融取引勘定を除く)及び国内連結子会社であります。
2 「海外及び特別国際金融取引勘定分」とは、当社の特別国際金融取引勘定分及び海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成18年9月30日	インドネシア	2,263
	その他(2ヶ国)	0
	合計	2,264
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.03)
平成19年9月30日	アルゼンチン	0
	エクアドル	0
	合計	0
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)

- (注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

国内業務部門・国際業務部門別有価証券残高の状況

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	812,858		812,858
	当中間連結会計期間	1,083,221		1,083,221
地方債	前中間連結会計期間	12,677		12,677
	当中間連結会計期間	10,937		10,937
社債	前中間連結会計期間	135,536		135,536
	当中間連結会計期間	111,999		111,999
株式	前中間連結会計期間	414,399		414,399
	当中間連結会計期間	379,713		379,713
その他の証券	前中間連結会計期間	13,545	396,119	409,665
	当中間連結会計期間	11,411	359,289	370,700
合計	前中間連結会計期間	1,389,017	396,119	1,785,137
	当中間連結会計期間	1,597,284	359,289	1,956,573

(注) 1 国内業務部門には居住者の発行する円貨建証券の残高を、国際業務部門にはそれ以外の有価証券の残高を記載しております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	83,046	80,190	2,855
うち信託報酬	32,880	32,468	411
うち信託勘定と信関係費用()			
貸出金償却()			
その他の債権売却損()			
経費(除く臨時処理分)()	44,052	43,910	141
人件費()	15,029	14,461	567
物件費()	27,510	27,910	399
税金()	1,512	1,538	26
のれん償却額()			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	38,994	36,280	2,713
一般貸倒引当金繰入額()	3,603		3,603
業務純益	35,390	36,280	889
信託勘定償却前業務純益	35,390	36,280	889
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	38,994	36,280	2,713
うち債券関係損益	3,740	2,912	827
臨時損益	4,137	1,392	5,529
株式関係損益	7,327	1,303	6,024
銀行勘定と信関係費用()	1,218	511	706
貸出金償却()	2,999	507	2,492
個別貸倒引当金繰入額()	1,808		1,808
その他の債権売却損()		4	4
特定海外債権引当勘定繰入額()	101		101
信託偶発損失引当金繰入額()	129		129
その他臨時損益	1,972	2,184	212
経常利益	39,527	34,887	4,640
特別損益	363	23,357	22,994
うち固定資産処分損益	147	305	157
うち減損損失		17	17
うち償却債権取立益	511	1,461	949
うち貸倒引当金純取崩額		22,191	22,191
うち信託偶発損失引当金純取崩額		28	28
税引前中間純利益	39,891	58,245	18,354
法人税、住民税及び事業税()	22	9	12
法人税等調整額()	15,808	6,836	8,972
中間純利益	24,060	51,400	27,339

(注) 1 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定と信関係費用

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)

7 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.27	1.40	0.13
貸出金利回	1.51	1.54	0.02
有価証券利回	0.99	1.15	0.16
(2) 資金調達利回	0.35	0.62	0.26
預金等利回	0.28	0.52	0.23
(3) 資金粗利鞘	-	0.92	0.13

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	45.89	30.47	15.41
業務純益ベース	41.65	30.47	11.17
中間純利益ベース	28.31	43.17	14.85

4 預金・貸出金等の状況(単体)

(1) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	未残	995,139	967,655	27,484
		平残	997,669	976,406	21,263
	貸付信託	未残	238,490	117,638	120,852
		平残	289,511	144,764	144,746
	合計	未残	1,233,629	1,085,293	148,336
		平残	1,287,181	1,121,170	166,010
貸出金	金銭信託	未残	65,894	46,061	19,832
		平残	86,637	49,988	36,649
	貸付信託	未残			
		平残			
	合計	未残	65,894	46,061	19,832
		平残	86,637	49,988	36,649

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	721,331	600,976	120,355
法人	512,298	484,317	27,981
合計	1,233,629	1,085,293	148,336

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	11,303	10,429	874
住宅ローン残高	11,289	10,421	868
その他ローン残高	14	8	5

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。

前中間会計期間：810,116百万円 当中間会計期間：768,155百万円

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	913,248	863,856	49,392
総貸出金残高	百万円	966,428	2,373,631	1,407,203
中小企業等貸出金比率	/ %	94.49	36.39	58.10
中小企業等貸出先件数	件	1,834	1,567	267
総貸出先件数	件	1,889	1,616	273
中小企業等貸出先件数比率	/ %	97.08	96.96	0.12

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,779,120	2,985,278	206,158
預金(平残)	2,608,980	2,971,390	362,410
貸出金(末残)	3,646,161	3,502,837	143,323
貸出金(平残)	3,504,534	3,940,637	436,103

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,832,900	1,832,871	29
法人	939,219	1,142,898	203,678
合計	2,772,120	2,975,770	203,649

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	330,269	313,501	16,767
住宅ローン残高	267,658	259,641	8,016
その他ローン残高	62,611	53,859	8,751

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。

前中間会計期間：653,433百万円 当中間会計期間：644,648百万円

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,898,256	1,780,208	118,048
総貸出金残高	百万円	3,642,338	3,488,266	154,072
中小企業等貸出金比率	/ %	52.11	51.03	1.08
中小企業等貸出先件数	件	62,104	55,530	6,574
総貸出先件数	件	62,723	56,164	6,559
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.01	98.87	0.14

(注) 1 貸出金残高には特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状				
保証	161	49,236	140	37,620
計	161	49,236	140	37,620

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部各付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	247,231	247,231
	うち非累積的永久優先株	130,141	118,141
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	15,373	15,373
	利益剰余金	63,213	90,808
	自己株式()	96	121
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定	152	506
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	2,298	2,873
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		4,127
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	327,869	352,545
繰延税金資産の控除金額()(注1)			
計 (A)	327,869	352,545	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)			
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の 合計額から帳簿価額の合計額を控除した額 の45%相当額	78,938	66,620
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	30,583	902
	適格引当金が期待損失額を上回る額		3,160
	負債性資本調達手段等	182,200	182,200
	うち永久劣後債務(注3)	42,700	42,700
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	139,500	139,500
	計	291,722	252,883
うち自己資本への算入額 (B)	291,722	252,883	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注5) (D)	1,312	1,413
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	618,279	604,015

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,285,643	3,026,837
	オフ・バランス取引等項目	209,169	179,787
	信用リスク・アセットの額 (F)	4,494,813	3,206,625
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	19,432	22,176
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	1,554	1,774
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)		343,904
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)		27,512
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)		534,322
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	4,514,246	4,107,029
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E)/(L) × 100(%)		13.69	14.70
(参考)Tier 1比率 = (A)/(L) × 100(%)			8.58

- (注) 1 平成19年9月30日における当社の「繰延税金資産の純額に相当する額」は23,677百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は105,763百万円であります。
- 2 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項第1号)に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	247,231	247,231
	うち非累積的永久優先株	130,141	118,141
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	15,367	15,367
	その他資本剰余金		
	利益準備金	4,904	6,514
	その他利益剰余金	53,625	80,126
	その他		
	自己株式()	96	121
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		4,127
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	321,032	344,991
	繰延税金資産の控除金額()(注1)		
計 (A)	321,032	344,991	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)			
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45% 相当額	78,385	66,308
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	29,246	328
	適格引当金が期待損失額を上回る額		1,478
	負債性資本調達手段等	182,200	182,200
	うち永久劣後債務(注3)	42,700	42,700
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	139,500	139,500
	計	289,831	250,315
うち自己資本への算入額 (B)	289,831	250,315	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注5) (D)	923	911
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	609,941	594,395

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,258,347	2,981,550
	オフ・バランス取引等項目	208,331	178,635
	信用リスク・アセットの額 (F)	4,466,678	3,160,186
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	19,037	21,081
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	1,522	1,686
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)		300,028
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)		24,002
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)		586,311
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	4,485,715	4,067,606
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E)/(L) × 100(%)		13.59	14.61
(参考)Tier 1比率 = (A)/(L) × 100(%)			8.48

- (注) 1 平成19年9月30日における当社の「繰延税金資産の純額に相当する額」は25,700百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は103,497百万円であります。
- 2 告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(参考)(銀行)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	48	299
危険債権	292	88
要管理債権	670	415
正常債権	36,691	35,377

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、平成17年4月に策定いたしました平成17年度から3年間の中期経営計画「信託No. 1への挑戦」において、

新たな信託ビジネスの創出

既存業務の更なるマーケットシェアの拡大

内部管理態勢の更なる強化

を経営戦略として掲げ、収益の極大化を図り、平成21年度において財産管理部門の業務粗利益で「信託No. 1」となることを目指しております。

中期経営計画3年度目(最終年度)となった当年度上期は、財産管理部門を中心に、既存業務のマーケットシェアの拡大や新規業務への取組に注力した結果、好調な実績となりました。

当年度下期は、次期中期経営計画の前提となる業務基盤を確立すべく、収益目標の達成に注力するとともに、みずほフィナンシャルグループ各社との連携の一層の強化、内部管理態勢の更なる向上に努めてまいります。

また、改正信託法で創設された新たな種類の信託商品の開発への取組を強化するとともに、金融商品取引法の施行等の法改正に対する着実な対応により、お客さまからの評価の向上に努めてまいります。

当社は、中期経営計画に掲げた経営戦略の着実かつスピーディーな実行を通じ、「お客さまから最も信頼される信託銀行」を目指し、役職員一丸となって業務に邁進してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(信託銀行部門)

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
Mizuho Trust & Banking Co. (USA)	本社	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	新設	事務所	833	145	自己資金	平成19年5月	平成20年1月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,700,000,000
第一種優先株式	232,565,372
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,932,565,372

- (注) 1 当社定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。
 2 平成19年9月5日に実施いたしました自己株式の取得および消却により、第一種優先株式48,000,000株が減少いたしました。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,024,755,829	同左	東京証券取引所 第一部 大阪証券取引所 第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
第一回第一種 優先株式 (注)1	232,565,372	同左		無議決権株式であるが、当社定款第16条の規定により議決権を有することがある株式
第二回第三種 優先株式 (注)2	800,000,000	同左		同上
計	6,057,321,201	同左		

(注) 1 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ)取得請求期間

平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ)当初取得比率

当社が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ)取得比率の修正

当初取得比率は、平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(二)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(二)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(二)に準じて調整される。

(ニ)取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する(以下「調整後取得比率」という。)

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の1株当たりの普通株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ)取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が80円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を80円で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

2 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ)優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ)非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- (八)非参加条項
優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (二)優先中間配当金
定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 取得請求権
(イ)取得請求期間
平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- (ロ)当初取得比率
当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$
ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。
上記算式で使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
- (ハ)取得比率の修正
当初取得比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$
上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
なお、上記45取引日の間に、下記(二)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(二)に準じて調整される。
上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率(ただし、下記(二)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。
- (ニ)取得比率の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率(上限取得比率を含む。)を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$
- (ホ)取得と引換えに交付すべき普通株式数
取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。
取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率
- (4) 一斉取得
平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。
本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。
この場合、当該平均値が、本優先株式1株の払込金相当額を当初の取得比率で除した額の75%に相当する額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。
上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。
- (5) 議決権条項
優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。
- (6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等
法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月5日 (注)	普通株式 優先株式 48,000	普通株式 5,024,755 優先株式 1,032,565		247,231,913		15,367,385

(注) 発行済株式総数の減少は、優先株式の取得および消却によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,500,391	69.66
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	50,000	0.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	29,287	0.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	27,722	0.55
三菱UFJ信託銀行株式会社(信託口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	13,553	0.26
リーマン ブラザーズ インターナショナル(ヨーロッパ)(常任代理人 リーマン・ブラザーズ証券株式会社)	25 BANK STREET LONDON E14 5LE ENGLAND	13,475	0.26
ビー・エヌ・ピー・パリバ・プライベートバンク シンガポール ブランチ(常任代理人 ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社)	20 COLLYER QUAY TUNG CENTRE SINGAPORE 049319	13,160	0.26
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	13,140	0.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,382	0.24
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号	12,179	0.24
計		3,685,291	73.34

第一回第一種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	232,565	100.00

第二回第三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	800,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種 優先株式 232,565,000		優先株式の内容は、「1 株式等の 状況」の「(1) 株式の総数等」の 「発行済株式」の注記に記載さ れております。
	第二回第三種 優先株式 800,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 735,000		権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他) (注) 1	普通株式 5,021,858,000	普通株式 5,021,858	同上
単元未満株式 (注) 2	普通株式 2,162,829 第一回第一種 優先株式 372		
発行済株式総数	6,057,321,201		
総株主の議決権		5,021,858	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式319千株(議決権319個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式223株が含まれております。

【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己株式) みずほ信託銀行 株式会社	東京都中央区八重 洲一丁目2番1号	735,000		735,000	0.01
計		735,000		735,000	0.01

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1千株(議決権1個)あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含めております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	263	257	261	252	227	202
最低(円)	236	231	246	225	188	173

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第一回第一種優先株式、第二回第三種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員(取締役・監査役)の異動はありません。

(注) なお、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任執行役員

役職名	氏名	退任日
常務執行役員	相原 誠	平成19年10月29日

(2) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務執行役員	執行役員 本店営業第三部長	古宮 博幸	平成19年10月29日

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		224,762	3.52	233,758	3.55	276,325	4.15
コールローン及び買入手形		224,910	3.52	207,889	3.15	66,551	1.00
債券貸借取引支払保証金				32,282	0.49		
買入金銭債権		224,092	3.50	333,820	5.06	265,039	3.98
特定取引資産		30,731	0.48	26,423	0.40	26,170	0.39
有価証券	1 8	1,785,137	27.92	1,956,573	29.68	1,736,523	26.05
貸出金	3 4 5 6 7 8 9	3,639,911	56.94	3,499,468	53.09	4,021,886	60.33
外国為替		376	0.01	1,516	0.02	307	0.00
その他資産	8	193,082	3.02	203,307	3.08	204,536	3.07
有形固定資産	10 11	36,241	0.57	35,949	0.54	36,436	0.55
無形固定資産		27,751	0.43	25,437	0.39	25,092	0.38
繰延税金資産		441	0.01	24,088	0.37	17,370	0.26
支払承諾見返		39,711	0.62	38,028	0.58	38,891	0.58
貸倒引当金		34,532	0.54	26,555	0.40	49,152	0.74
投資損失引当金				7	0.00	7	0.00
資産の部合計		6,392,618	100.00	6,591,982	100.00	6,665,974	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	2,913,835	45.58	3,080,044	46.72	2,895,807	43.44
譲渡性預金		497,500	7.78	559,300	8.48	607,090	9.11
コールマネー及び売渡手形	8	725,372	11.35	387,445	5.88	597,443	8.96
債券貸借取引受入担保金	8	434,174	6.79	523,023	7.93	493,982	7.41
特定取引負債		30,101	0.47	25,066	0.38	25,079	0.38
借入金	8 12	72,899	1.14	200,266	3.04	250,182	3.75
外国為替		6	0.00	8	0.00	10	0.00
社債	13	162,200	2.54	162,200	2.46	162,200	2.43
信託勘定借		1,003,866	15.70	1,061,071	16.10	996,495	14.95
その他負債		47,286	0.74	57,422	0.87	57,647	0.86
賞与引当金		2,219	0.03	2,645	0.04	2,322	0.04
退職給付引当金		10,592	0.17	11,042	0.17	10,769	0.16
役員退職慰労引当金				492	0.01	472	0.01
信託偶発損失引当金		12,139	0.19	11,642	0.18	11,670	0.18
預金払戻損失引当金				815	0.01		
繰延税金負債		8,674	0.14	410	0.00	451	0.01
支払承諾		39,711	0.62	38,028	0.58	38,891	0.58
負債の部合計		5,960,581	93.24	6,120,926	92.85	6,150,516	92.27
(純資産の部)							
資本金		247,231	3.87	247,231	3.75	247,231	3.71
資本剰余金		15,373	0.24	15,373	0.23	15,373	0.23
利益剰余金		63,213	0.99	90,808	1.38	107,063	1.60
自己株式		96	0.00	121	0.00	110	0.00
株主資本合計		325,723	5.10	353,293	5.36	369,558	5.54
その他有価証券評価差額金		103,936	1.62	113,942	1.73	142,109	2.13
繰延ヘッジ損益		13	0.00	302	0.00	782	0.01
為替換算調整勘定		152	0.00	506	0.01	153	0.01
評価・換算差額等合計		103,770	1.62	114,751	1.74	143,045	2.15
少数株主持分		2,544	0.04	3,011	0.05	2,854	0.04
純資産の部合計		432,037	6.76	471,055	7.15	515,457	7.73
負債及び純資産の部合計		6,392,618	100.00	6,591,982	100.00	6,665,974	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		127,953	100.00	131,691	100.00	277,058	100.00
信託報酬		32,880		32,468		66,134	
資金運用収益		39,772		51,921		87,102	
(うち貸出金利息)		(27,170)		(31,079)		(56,279)	
(うち有価証券利息配当金)		(9,827)		(15,922)		(24,489)	
役務取引等収益		39,107		37,481		86,337	
特定取引収益		533		570		893	
その他業務収益		3,854		3,699		6,307	
その他経常収益	1	11,805		5,550		30,283	
経常費用		87,625	68.48	95,377	72.42	193,886	69.98
資金調達費用		14,337		25,340		33,874	
(うち預金利息)		(5,569)		(9,170)		(13,415)	
役務取引等費用		8,395		8,823		15,957	
特定取引費用		7				6	
その他業務費用		219		730		98	
営業経費		53,071		52,357		107,236	
その他経常費用	2	11,593		8,125		36,713	
経常利益		40,327	31.52	36,314	27.58	83,172	30.02
特別利益	3	511	0.40	23,689	17.98	1,344	0.49
特別損失		149	0.12	381	0.29	566	0.21
税金等調整前中間(当期)純利益		40,689	31.80	59,623	45.27	83,950	30.30
法人税、住民税及び事業税		867	0.68	676	0.51	1,921	0.69
法人税等調整額		15,831	12.37	6,978	5.30	13,787	4.98
少数株主利益		93	0.07	175	0.13	496	0.18
中間(当期)純利益		23,896	18.68	51,792	39.33	67,745	24.45

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
前連結会計年度末残高 (百万円)	247,231	15,377	80,486	84	343,010	107,235		83	107,319	2,554	452,884
中間連結会計期間中の変動額											
剰余金の配当(1)			8,174		8,174						8,174
中間純利益			23,896		23,896						23,896
自己株式の取得				33,012	33,012						33,012
自己株式の処分		1		1	2						2
自己株式の消却		5	32,994	32,999							
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額 (純額)						3,298	13	236	3,548	10	3,559
中間連結会計期間中の変動額 合計(百万円)		3	17,272	11	17,287	3,298	13	236	3,548	10	20,847
中間連結会計期間末残高 (百万円)	247,231	15,373	63,213	96	325,723	103,936	13	152	103,770	2,544	432,037

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本					評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
前連結会計年度末残高 (百万円)	247,231	15,373	107,063	110	369,558	142,109	782	153	143,045	2,854	515,457
中間連結会計期間中の変動額											
剰余金の配当			8,047		8,047						8,047
中間純利益			51,792		51,792						51,792
自己株式の取得				60,011	60,011						60,011
自己株式の処分		0		0	1						1
自己株式の消却		0	59,999	60,000							
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の変動額 (純額)						28,166	479	352	28,294	157	28,136
中間連結会計期間中の変動額 合計(百万円)			16,254	10	16,265	28,166	479	352	28,294	157	44,402
中間連結会計期間末残高 (百万円)	247,231	15,373	90,808	121	353,293	113,942	302	506	114,751	3,011	471,055

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
前連結会計年度末残高 (百万円)	247,231	15,377	80,486	84	343,010	107,235		83	107,319	2,554	452,884
当連結会計年度変動額											
剰余金の配当(1)			8,174		8,174						8,174
当期純利益			67,745		67,745						67,745
自己株式の取得				33,027	33,027						33,027
自己株式の処分		1		2	4						4
自己株式の消却		5	32,994	32,999							
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)						34,873	782	69	35,725	299	36,025
当連結会計年度変動額合計 (百万円)		3	26,577	25	26,547	34,873	782	69	35,725	299	62,572
当連結会計年度末残高 (百万円)	247,231	15,373	107,063	110	369,558	142,109	782	153	143,045	2,854	515,457

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		40,689	59,623	83,950
減価償却費		7,100	5,075	14,845
減損損失			17	21
持分法による投資損益()		10	60	66
貸倒引当金の増加額		1,730	22,597	16,349
投資損失引当金の増加額			0	7
信託偶発損失引当金の増加額		129	28	340
賞与引当金の増加額		243	323	346
退職給付引当金の増加額		174	273	351
役員退職慰労引当金の増加額			19	472
預金払戻損失引当金の増加額			815	
資金運用収益		39,772	51,921	87,102
資金調達費用		14,337	25,340	33,874
有価証券関係損益()		11,502	4,136	25,388
為替差損益()		4,668	3,283	8,013
固定資産処分損益()		149	336	528
特定取引資産の純増()減		11,012	252	15,573
特定取引負債の純増減()		15,330	12	20,352
貸出金の純増()減		108,597	522,417	490,571
預金の純増減()		364,515	181,554	344,514
譲渡性預金の純増減()		80,440	47,790	29,150
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		50,583	49,916	227,867
預け金(日銀預け金等を除く) の純増()減		61,535	17,185	70,716
コールローン等の純増()減		60,201	209,947	57,380
債券貸借取引支払保証金の 純増()減			32,282	
コールマネー等の純増減()		335,770	209,997	463,699
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		264,367	29,040	324,176
外国為替(資産)の純増()減		3,910	1,209	3,979
外国為替(負債)の純増減()		0	2	3
信託勘定借の純増減()		120,233	64,575	127,604
資金運用による収入		39,537	53,679	86,044
資金調達による支出		13,259	24,198	32,672
その他		1,571	1,620	1,139
小計		51,266	310,830	85,950
法人税等の支払額		1,116	1,292	2,025
営業活動による キャッシュ・フロー		52,383	309,538	87,975

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		791,304	1,001,401	1,510,746
有価証券の売却による収入		458,098	583,022	1,082,771
有価証券の償還による収入		284,879	157,946	462,279
有形固定資産の取得 による支出		578	1,159	2,379
無形固定資産の取得 による支出		7,237	9,882	15,341
有形固定資産の売却 による収入		0	99	199
無形固定資産の売却 による収入		1,386	2,770	5,306
投資活動による キャッシュ・フロー		54,755	268,604	22,088
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済 による支出		1,000		1,000
劣後特約付社債の発行 による収入			10,500	
劣後特約付社債の償還 による支出		15,300	10,500	15,300
配当金支払額		8,174	8,047	8,174
少数株主への配当金支払額				2
自己株式の取得による支出		33,012	60,011	33,027
自己株式の売却による収入		2	1	4
財務活動による キャッシュ・フロー		57,484	68,057	57,500
現金及び現金同等物 に係る換算差額		22	52	8
現金及び現金同等物 の増加額		164,645	27,071	123,379
現金及び現金同等物 の期首残高		204,445	81,065	204,445
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		39,799	53,993	81,065

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 13社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co.(USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co.(USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. なお、東京情報センター株式会社は、平成19年4月1日に株式会社みずほトラストシステムズに吸収合併されたことにより連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社3社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 12社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co.(USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. なお、Global Fund Services (Luxembourg) S.A.は、解散により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 6社 9月末日 7社</p> <p>(2) 中間連結財務諸表の作成に当たっては、それぞれの中間決算日等の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 5社 9月末日 6社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 5社 3月末日 7社</p> <p>(2) 連結財務諸表の作成に当たっては、いずれもそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) 従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が56百万円、有価証券が726百万円減少するとともに、その他有価証券評価差額金が783百万円減少しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	無形固定資産 同左
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は49,946百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,369百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は41,305百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		(6) 投資損失引当金の計上基準 当社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理しております。	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
		(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を計上しております。
	(8) 信託偶発損失引当金 信託偶発損失引当金は、信託取引に関して将来発生する可能性のある損失を個別に合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(10) 信託偶発損失引当金の計上基準 同左	(10) 信託偶発損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(11)預金払戻損失引当金の計上基準 当社の預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は815百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(10)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。</p>	<p>(13)リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(12)リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は27,451百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は26,542百万円(同前)であります。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>()相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>()キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘ</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は23,762百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は23,152百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は20,304百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は19,985百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(12)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会 社の消費税及び地方消費 税の会計処理は、主とし て税抜方式によっており ます。	(15)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち現金及び中央銀行への預 け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び中央銀行への預け金で あります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は429,507百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(役員退職慰労引当金計上基準の変更) 当社及び国内連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更により、従来の方によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は472百万円減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は511,820百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年 5月17日)が平成20年 3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年 6月15日付及び同 7月 4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 6号平成19年 3月29日)の第30 2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式389百万円を含んでおります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,787百万円、延滞債権額は10,023百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,181百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は65,590百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式505百万円を含んでおります。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は31,297百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,511百万円、延滞債権額は9,472百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は928百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,503百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式444百万円を含んでおります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,638百万円、延滞債権額は44,209百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は468百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は61,436百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																				
<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,583百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,210百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>947,334 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>417,130 百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>15,884 百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>120,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>434,174 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>50,600 百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券174,684百万円、また、未発生の債務の担保として有価証券0百万円を差入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,503百万円、保証金は10,196百万円あります。</p>	有価証券	947,334 百万円	貸出金	417,130 百万円	預金	15,884 百万円	コールマネー及び売渡手形	120,000 百万円	債券貸借取引受入担保金	434,174 百万円	借入金	50,600 百万円	<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,416百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,969百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,065,928 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>133,206 百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>1,038 百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>50,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>491,158 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>178,000 百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券161,352百万円を差入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,509百万円、保証金は10,115百万円あります。</p>	有価証券	1,065,928 百万円	貸出金	133,206 百万円	預金	1,038 百万円	コールマネー及び売渡手形	50,000 百万円	債券貸借取引受入担保金	491,158 百万円	借入金	178,000 百万円	<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は108,752百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,148百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>891,429 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>742,778 百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>1,621 百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>100,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>493,982 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>227,900 百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券163,239百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,500百万円、保証金は9,741百万円あります。</p>	有価証券	891,429 百万円	貸出金	742,778 百万円	預金	1,621 百万円	コールマネー及び売渡手形	100,000 百万円	債券貸借取引受入担保金	493,982 百万円	借入金	227,900 百万円
有価証券	947,334 百万円																																					
貸出金	417,130 百万円																																					
預金	15,884 百万円																																					
コールマネー及び売渡手形	120,000 百万円																																					
債券貸借取引受入担保金	434,174 百万円																																					
借入金	50,600 百万円																																					
有価証券	1,065,928 百万円																																					
貸出金	133,206 百万円																																					
預金	1,038 百万円																																					
コールマネー及び売渡手形	50,000 百万円																																					
債券貸借取引受入担保金	491,158 百万円																																					
借入金	178,000 百万円																																					
有価証券	891,429 百万円																																					
貸出金	742,778 百万円																																					
預金	1,621 百万円																																					
コールマネー及び売渡手形	100,000 百万円																																					
債券貸借取引受入担保金	493,982 百万円																																					
借入金	227,900 百万円																																					

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、968,989百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが780,949百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、918,622百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが687,220百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、898,423百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが669,919百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
10 有形固定資産の減価償却累計額 27,175百万円	10 有形固定資産の減価償却累計額 26,689百万円	10 有形固定資産の減価償却累計額 26,875百万円
11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,318百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,287百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,295百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)
12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。	12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。	12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
13 社債は全額、劣後特約付社債であります。	13 同左	13 同左
14 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託995,139百万円、貸付信託238,490百万円であります。	14 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託967,655百万円、貸付信託117,638百万円であります。	14 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託987,902百万円、貸付信託172,055百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 その他経常収益には、株式等 売却益8,165百万円を含んでお ります。 2 その他経常費用には、貸出金 償却3,138百万円、貸倒引当金 繰入額2,050百万円、株式等償 却397百万円を含んでおりま す。	2 その他経常費用には、貸出金 償却507百万円及び株式等償却 1,003百万円を含んでおりま す。 3 特別利益には、貸倒引当金取 崩額22,172百万円を含んでおり ます。	1 その他経常収益には、株式等 売却益20,821百万円を含んでお ります。 2 その他経常費用には、貸出金 償却3,805百万円、貸倒引当金 繰入額17,203百万円、株式等償 却1,202百万円を含んでおりま す。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 中間連結会計期間中の変動額のうち、剰余金の配当は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

2 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	5,024,755			5,024,755	
第一回第一種 優先株式	300,000		19,434	280,565	(注)
第二回第三種 優先株式	800,000			800,000	
合計	6,124,755		19,434	6,105,321	

(注) 第一回第一種優先株式の減少は、自己株式(第一回第一種優先株式)の取得及び消却(19,434千株)によるものであります。

3 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	607	43	8	641	(注) 1
第一回第一種 優先株式		19,434	19,434		(注) 2
合計	607	19,477	19,443	641	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(43千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(8千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(19,434千株)によるものであります。

4 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,024	1.00	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,950	6.50	平成18年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	1.50	平成18年3月31日	

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	5,024,755			5,024,755	
第一回第一種 優先株式	280,565		48,000	232,565	(注)
第二回第三種 優先株式	800,000			800,000	
合計	6,105,321		48,000	6,057,321	

(注) 第一回第一種優先株式の減少は、自己株式(第一回第一種優先株式)の取得及び消却(48,000千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	691	48	4	735	(注) 1
第一回第一種 優先株式		48,000	48,000		(注) 2
合計	691	48,048	48,004	735	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(48千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(4千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(48,000千株)によるものであります。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,024	1.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,823	6.50	平成19年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	1.50	平成19年3月31日	

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 連結会計年度中の変動額のうち、剰余金の配当は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

2 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	5,024,755			5,024,755	
第一回第一種 優先株式	300,000		19,434	280,565	(注)
第二回第三種 優先株式	800,000			800,000	
合計	6,124,755		19,434	6,105,321	

(注) 第一回第一種優先株式の減少は、自己株式(第一回第一種優先株式)の取得及び消却(19,434千株)によるものであります。

3 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	607	98	14	691	(注) 1
第一回第一種 優先株式		19,434	19,434		(注) 2
合計	607	19,533	19,448	691	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(98千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(14千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(19,434千株)によるものであります。

4 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,024	1.00	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,950	6.50	平成18年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	1.50	平成18年3月31日	

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,024	利益剰余金	1.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,823	利益剰余金	6.50	平成19年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	利益剰余金	1.50	平成19年3月31日	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年 9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年 9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年 3月31日現在
現金預け金勘定 224,762 百万円	現金預け金勘定 233,758 百万円	現金預け金勘定 276,325 百万円
定期預け金 63,966 百万円	定期預け金 91,811 百万円	定期預け金 151,830 百万円
その他預け金 120,996 百万円	その他預け金 87,953 百万円	その他預け金 43,429 百万円
現金及び現金同等物 39,799 百万円	現金及び現金同等物 53,993 百万円	現金及び現金同等物 81,065 百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 9,608百万円 その他 1,611百万円 合計 11,219百万円 減価償却累計額相当額 動産 6,176百万円 その他 1,248百万円 合計 7,424百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 3,432百万円 その他 362百万円 合計 3,795百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,930百万円 1年超 3,900百万円 合計 5,830百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,187百万円 減価償却費相当額 995百万円 支払利息相当額 100百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 89百万円 1年超 544百万円 合計 633百万円 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 9,069百万円 その他 1,643百万円 合計 10,712百万円 減価償却累計額相当額 動産 5,907百万円 その他 1,370百万円 合計 7,278百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 3,162百万円 その他 272百万円 合計 3,434百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,757百万円 1年超 3,669百万円 合計 5,427百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 652百万円 減価償却費相当額 549百万円 支払利息相当額 54百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 96百万円 1年超 432百万円 合計 528百万円 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 8,896百万円 その他 1,625百万円 合計 10,522百万円 減価償却累計額相当額 動産 5,728百万円 その他 1,321百万円 合計 7,049百万円 年度末残高相当額 動産 3,168百万円 その他 304百万円 合計 3,472百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,780百万円 1年超 3,786百万円 合計 5,567百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,342百万円 減価償却費相当額 2,122百万円 支払利息相当額 194百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 179百万円 1年超 400百万円 合計 579百万円

(有価証券関係)

- (注) 1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	193,501	396,074	202,573
債券	928,507	904,723	23,783
国債	835,964	812,858	23,106
地方債	12,765	12,677	88
社債	79,776	79,187	588
その他	341,355	337,983	3,371
合計	1,463,364	1,638,782	175,417

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき行なっております。
- 2 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- 当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は189百万円であり、全額株式に係るものであります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。
- 時価が取得原価の50%以下の銘柄
時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	17,936
非上場債券	56,348
非上場外国証券	58,213
当社貸付信託受益証券	5,000

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	190,452	367,815	177,362
債券	1,208,364	1,182,536	25,827
国債	1,108,647	1,083,221	25,425
地方債	11,003	10,937	65
社債	88,713	88,377	336
その他	479,373	475,978	3,395
外国証券	356,502	352,820	3,682
買入金銭債権	119,417	119,360	56
その他	3,453	3,797	344
合計	1,878,190	2,026,331	148,140

- (注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は72百万円(損失)であります。
- 2 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき行なっております。

なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」(取得原価42,465百万円、中間連結貸借対照表計上額42,491百万円)、「外国証券」(取得原価52,045百万円、中間連結貸借対照表計上額51,292百万円)、「買入金銭債権」(取得原価119,417百万円、中間連結貸借対照表計上額119,360百万円)に含まれております。

- 3 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は910百万円であり、全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	11,392
非上場債券	23,622
信託受益証券	145,844

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	455	6

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	190,592	410,298	219,705	221,011	1,306
債券	941,835	915,473	26,362	56	26,418
国債	868,375	842,502	25,873	0	25,873
地方債	11,785	11,717	67	52	119
社債	61,674	61,253	421	4	425
その他	278,902	275,389	3,512	1,307	4,819
合計	1,411,330	1,601,161	189,831	222,376	32,544

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき行なっております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は73百万円であります。全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	1,080,813	26,799	228

5 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	11,847
非上場債券	67,398
非上場外国証券	43,618

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	48,403	383,889	284,526	266,052
国債	3	317,401	266,374	258,723
地方債	1,541	6,606	3,569	
社債	46,858	59,882	14,582	7,328
その他	16,031	98,793	143,918	
合計	64,435	482,682	428,445	266,052

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)
該当ありません。

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)
該当ありません。

- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	175,419
その他有価証券	175,419
()繰延税金負債	71,237
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	104,182
()少数株主持分相当額	245
その他有価証券評価差額金	103,936

(注) 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額1百万円が含まれております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	148,215
その他有価証券	148,215
()繰延税金負債	34,135
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	114,080
()少数株主持分相当額	137
その他有価証券評価差額金	113,942

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額72百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額2百万円が含まれております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	189,833
その他有価証券	189,833
()繰延税金負債	47,571
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	142,262
()少数株主持分相当額	153
その他有価証券評価差額金	142,109

(注) 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額2百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション	38,701	1	1
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	10,703,306	1,938	1,938
	合計			1,939

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	322,517	31	31
	合計			31

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	3,640	3	3
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計			3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション	28,905	0	0
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	11,998,784	504	504
	合計			503

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	688,744	287	287
	合計			287

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	3,103	2	2
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計			2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	20,000	233	233
	合計			233

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) デリバティブ取引の内容

当社グループ(当社及び連結子会社)は、主として次に掲げるデリバティブ取引を行っております。

- 先物外国為替取引
- 通貨オプション取引
- 通貨スワップ取引
- 金利スワップ取引
- 金利オプション取引
- 金利先物取引および同オプション取引
- 債券先物取引および同オプション取引
- クレジットデリバティブ

なお、上記 金利オプション取引には、キャップ、フロアー、スワップション等の取引を含んでおります。

(2) デリバティブ取引に対する取組方針と目的

金融の自由化、国際化の流れに伴い、金融市場の発展・整備および金融商品の多様化が進み、取引手法も高度化しています。当社グループにおいては、主に自らのリスク調整などを行う手段として、上に掲げるようなデリバティブ取引を活用しております。

デリバティブ取引の運営に際しては、経営戦略および収益力等を勘案の上、ALM・マーケットリスク委員会の審議を経て市場関連取引の方針とそれに基づく全社ベースの取引管理ルールを制定し、そこで定める一定のリスク限度額、損失限度額および商品別保有限度額等の範囲内で取引を行っております。なお、ALM・マーケットリスク委員会とは、資産、負債の総合的管理を円滑に運営することを目的として、担当役員および本部部長により当社内で組織しているものです。

以上のような方針のもと、当社は主として次の目的で、デリバティブ取引を利用しております。
当社の資産負債総合管理(ALM)の一環として行うヘッジ等の取引
トレーディング業務として行う取引

(3) デリバティブ取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引を行うことに伴う主要なリスクとして、次のようなものがあります。

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し当社グループが損失を被るリスク(市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当社グループが損失を被るリスク(市場流動性リスク)を含む)。

信用リスク

信用を供与している先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス項目を含む)の価値が減少または消失し、当社グループ各社が損失を被るリスク。

流動性リスク

必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより当社グループが損失を被るリスク。

その他のリスク

当社の格付が引下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

(4) デリバティブ取引に係るリスク管理体制

信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当社グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。与信企画部は、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもその他の与信と同一の信用リスク管理を行っております。

市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスクに関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

当社は、金利リスク等の総合管理(ALM)を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理について、総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスクに関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告については、総合リスク管理部が、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、日次で社長に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

また、連結子会社の行うデリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のものに限定し、当社の総合リスク管理部が定期的にその状況を把握しております。

(5) 契約額・時価等についての補足説明

契約額または時価等に関して補足する事項につきましては、「2 取引の時価等に関する事項」の該当する項目において記載しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	54,545		6	6
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,422,761	3,398,041	6,822	6,822
	受取変動・支払固定	5,454,863	2,947,559	5,676	5,676
	受取変動・支払変動	1,056,544	835,244	315	315
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計				1,467

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	296,812		2,402	2,402
	買建	321,609		3,125	3,125
	通貨オプション				
	売建	1,180		5	0
	買建	1,180		5	1
	その他				
売建					
買建					
	合計				724

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	134		0	0
	買建	670			
	債券先物オプション				
	売建				
	買建				
店頭	債券店頭オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計				0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建				
	買建	20,000	20,000	72	72
	合計				72

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は信託銀行業以外に一部で信用保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	123,036	4,916	127,953		127,953
(2) セグメント間の内部 経常収益	459	337	796	(796)	
計	123,496	5,254	128,750	(796)	127,953
経常費用	83,326	4,636	87,963	(337)	87,625
経常利益	40,169	617	40,787	(459)	40,327

(注) 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	126,589	5,102	131,691		131,691
(2) セグメント間の内部 経常収益	370	291	662	(662)	
計	126,960	5,394	132,354	(662)	131,691
経常費用	90,658	5,011	95,669	(292)	95,377
経常利益	36,301	383	36,685	(370)	36,314

(注) 1 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

2 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、預金払戻損失引当金につきましては、当中間連結会計期間から、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。この変更により、従来の方法による場合と比べ「日本」の経常費用は815百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	267,262	9,795	277,058		277,058
(2) セグメント間の内部 経常収益	459	608	1,067	(1,067)	
計	267,722	10,404	278,126	(1,067)	277,058
経常費用	185,123	9,364	194,487	(601)	193,886
経常利益	82,598	1,039	83,638	(466)	83,172

- (注) 1 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。
- 2 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、役員退職慰労引当金につきましては、従来は、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合と比較して「日本」の経常費用は472百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	9,566
連結経常収益	127,953
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	7.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	17,672
連結経常収益	131,691
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	21,697
連結経常収益	277,058
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	7.8

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸付を行っております。

特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は123,240百万円、負債総額(単純合算)は123,240百万円であります。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当中間連結会計期間末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	111,700	貸出金利息(百万円)	564

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	33.67	46.13	49.62
1株当たり中間(当期) 純利益	円	4.75	10.30	12.88
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	2.72	6.00	7.77

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	432,037	471,055	515,457
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	262,826	239,294	266,160
(うち優先株式払込金額)	百万円	(260,282)	(236,282)	(260,282)
(うち優先株式配当金 総額)	百万円	()	()	(3,023)
(うち少数株主持分)	百万円	(2,544)	(3,011)	(2,854)
普通株式に係る(中間) 期末の純資産額	百万円	169,210	231,761	249,297
1株当たり純資産額の算定 に用いられた(中間)期末の 普通株式の数	千株	5,024,114	5,024,020	5,024,064

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	23,896	51,792	67,745
普通株主に帰属しない金額	百万円			3,023
(うち優先配当額)	百万円	()	()	(3,023)
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	23,896	51,792	64,721
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	5,024,134	5,024,045	5,024,111
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円			3,023
(うち優先配当額)	百万円	()	()	(3,023)
普通株式増加数	千株	3,730,238	3,607,701	3,689,874
(うち第一回第一種優先 株式)	千株	(1,791,838)	(1,669,301)	(1,751,474)
(うち第二回第三種優先 株式)	千株	(1,938,400)	(1,938,400)	(1,938,400)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要				

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、平成19年6月26日の定時株主総会において、以下のとおり600億円を上限とする自己の株式(優先株式)の取得枠の設定を決議いたしました。本件は、当社の財務健全性の改善を背景に、現在取得請求期間内にある優先株式の転換に伴う普通株式の希薄化の可能性を抑制すると共に、資本の質の向上を推進する観点から設定したものです。

取得枠の内容

取得する株式の種類

第一回第一種優先株式

取得する株式の数

上限 280,565,372株

株式の取得価額の総額

上限 600億円

取得することができる期間

平成19年6月26日から1年を超えない期間内

取得方法

株主との相対取引

優先株式の株主

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		113,122	1.81	166,815	2.57	225,832	3.43
コールローン		215,000	3.44	200,000	3.08	60,000	0.91
債券貸借取引支払保証金				32,282	0.50		
買入金銭債権		224,092	3.59	333,820	5.15	265,039	4.02
特定取引資産		30,731	0.49	26,423	0.41	26,170	0.40
有価証券	1 8	1,768,918	28.31	1,939,013	29.91	1,719,550	26.11
貸出金	3 4 5 6 7 8 9	3,646,161	58.35	3,502,837	54.03	4,026,203	61.13
外国為替		376	0.01	1,516	0.02	307	0.00
その他資産	8	183,206	2.93	192,005	2.96	192,993	2.93
有形固定資産	10 11	32,642	0.52	32,396	0.50	32,781	0.50
無形固定資産		17,115	0.27	17,777	0.27	17,227	0.26
繰延税金資産				25,700	0.40	18,804	0.28
支払承諾見返		49,236	0.79	37,620	0.58	48,460	0.74
貸倒引当金		32,207	0.51	24,481	0.38	46,957	0.71
投資損失引当金				7	0.00	7	0.00
資産の部合計		6,248,396	100.00	6,483,723	100.00	6,586,407	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	2,779,120	44.48	2,985,278	46.04	2,821,861	42.84
譲渡性預金		502,100	8.04	564,300	8.70	611,890	9.29
コールマネー	8	725,372	11.61	387,445	5.98	597,443	9.07
債券貸借取引受入担保金	8	434,174	6.95	523,023	8.07	493,982	7.50
特定取引負債		30,101	0.48	25,066	0.39	25,079	0.38
借入金	8 12	80,649	1.29	198,016	3.06	257,932	3.92
外国為替		11	0.00	12	0.00	15	0.00
社債	13	152,200	2.44	162,200	2.50	152,200	2.31
信託勘定借		1,003,866	16.07	1,061,071	16.37	996,495	15.13
その他負債		35,018	0.56	51,355	0.79	48,849	0.74
賞与引当金		1,570	0.02	1,877	0.03	1,505	0.02
退職給付引当金		10,159	0.16	10,572	0.16	10,323	0.16
役員退職慰労引当金				323	0.00	322	0.00
信託偶発損失引当金		12,139	0.19	11,642	0.18	11,670	0.18
預金払戻損失引当金				815	0.01		
繰延税金負債		8,187	0.13				
支払承諾		49,236	0.79	37,620	0.58	48,460	0.74
負債の部合計		5,823,908	93.21	6,020,623	92.86	6,078,031	92.28
(純資産の部)							
資本金		247,231	3.96	247,231	3.81	247,231	3.75
資本剰余金		15,367	0.24	15,367	0.24	15,367	0.23
資本準備金		15,367		15,367		15,367	
利益剰余金		58,530	0.94	86,640	1.34	103,287	1.57
利益準備金		4,904		6,514		4,904	
その他利益剰余金		53,625		80,126		98,383	
繰越利益剰余金		53,625		80,126		98,383	
自己株式		96	0.00	121	0.00	110	0.00
株主資本合計		321,032	5.14	349,118	5.39	365,776	5.55
その他有価証券評価差額金		103,468	1.65	113,678	1.75	141,816	2.16
繰延ヘッジ損益		13	0.00	302	0.00	782	0.01
評価・換算差額等合計		103,454	1.65	113,981	1.75	142,599	2.17
純資産の部合計		424,487	6.79	463,100	7.14	508,375	7.72
負債及び純資産の部合計		6,248,396	100.00	6,483,723	100.00	6,586,407	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		112,302	100.00	116,333	100.00	241,564	100.00
信託報酬		32,880		32,468		66,134	
資金運用収益		37,972		50,148		83,278	
(うち貸出金利息)		(26,881)		(30,825)		(55,793)	
(うち有価証券利息配当金)		(9,761)		(15,559)		(23,756)	
役務取引等収益		28,541		25,997		63,154	
特定取引収益		533		570		893	
その他業務収益		3,788		3,626		6,144	
その他経常収益	2	8,586		3,522		21,959	
経常費用		72,774	64.80	81,446	70.01	161,766	66.97
資金調達費用		12,733		23,909		31,085	
(うち預金利息)		(4,053)		(7,760)		(10,552)	
役務取引等費用		7,669		7,969		14,545	
特定取引費用		7				6	
その他業務費用		258		742		98	
営業経費	1	46,221		45,816		91,833	
その他経常費用	3	5,883		3,008		24,197	
経常利益		39,527	35.20	34,887	29.99	79,797	33.03
特別利益	4	511	0.45	23,708	20.38	1,344	0.56
特別損失		147	0.13	350	0.30	555	0.23
税引前中間(当期)純利益		39,891	35.52	58,245	50.07	80,586	33.36
法人税、住民税及び事業税		22	0.02	9	0.01	25	0.01
法人税等調整額		15,808	14.08	6,836	5.88	11,743	4.86
中間(当期)純利益		24,060	21.42	51,400	44.18	68,817	28.49

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本								評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計						
前事業年度末残高 (百万円)	247,231	15,367	3	15,371	3,269	72,368	75,638	84	338,156	106,573		106,573	444,729
中間会計期間中の 変動額													
剰余金の配当(1)					1,634	9,808	8,174		8,174				8,174
中間純利益						24,060	24,060		24,060				24,060
自己株式の取得								33,012	33,012				33,012
自己株式の処分			1	1				1	2				2
自己株式の消却			5	5		32,994	32,994	32,999					
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)										3,105	13	3,118	3,118
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)			3	3	1,634	18,742	17,107	11	17,123	3,105	13	3,118	20,242
中間会計期間末残高 (百万円)	247,231	15,367		15,367	4,904	53,625	58,530	96	321,032	103,468	13	103,454	424,487

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本								評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計						
前事業年度末残高 (百万円)	247,231	15,367		15,367	4,904	98,383	103,287	110	365,776	141,816	782	142,599	508,375
中間会計期間中の 変動額													
剰余金の配当					1,609	9,657	8,047		8,047				8,047
中間純利益						51,400	51,400		51,400				51,400
自己株式の取得								60,011	60,011				60,011
自己株式の処分			0	0				0	1				1
自己株式の消却			0	0		59,999	59,999	60,000					
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)										28,137	479	28,617	28,617
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)					1,609	18,256	16,647	10	16,657	28,137	479	28,617	45,275
中間会計期間末残高 (百万円)	247,231	15,367		15,367	6,514	80,126	86,640	121	349,118	113,678	302	113,981	463,100

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							評価・換算差額等			純資産 合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
前事業年度末残高 (百万円)	247,231	15,367	3	15,371	3,269	72,368	75,638	84	338,156	106,573		106,573	444,729
当事業年度変動額													
剰余金の配当(1)					1,634	9,808	8,174		8,174				8,174
当期純利益						68,817	68,817		68,817				68,817
自己株式の取得								33,027	33,027				33,027
自己株式の処分			1	1				2	4				4
自己株式の消却			5	5		32,994	32,994	32,999					
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額(純額)										35,243	782	36,025	36,025
当事業年度変動額 合計(百万円)			3	3	1,634	26,014	27,649	25	27,619	35,243	782	36,025	63,645
当事業年度末残高 (百万円)	247,231	15,367		15,367	4,904	98,383	103,287	110	365,776	141,816	782	142,599	508,375

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) 従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が56百万円、有価証券が726百万円減少するとともに、その他有価証券評価差額金が783百万円減少しております。	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3～50年 動産：2～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3～50年 動産：2～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3～50年 動産：2～20年
	(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当て</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権につ</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権につ</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>ております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47,526百万円であります。</p>	<p>失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,452百万円であります。</p>	<p>ております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,425百万円であります。</p>
		(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
		(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく当事業年度末の支給見込額を計上しております。
	(4) 信託偶発損失引当金 信託偶発損失引当金は、信託取引に関して将来発生する可能性のある損失を個別に合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(6) 信託偶発損失引当金 同左	(6) 信託偶発損失引当金 同左
		(7) 預金払戻損失引当金 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は815百万円減少しております。	

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。</p> <p>また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は27,451百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は26,542百万円(同前)であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>()相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>()キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。</p> <p>また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。</p> <p>また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は23,762百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は23,152百万円(同前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は20,304百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は19,985百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>同左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は424,501百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(役員退職慰労引当金計上基準の変更) 役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当事業年度より内規に基づく当事業年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は322百万円減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は507,593百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる貸借対照表に与える影響は軽微であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商 品会計に関する実務指針」(日本公 認会計士協会会計制度委員会報告第 14号)等における有価証券の範囲に 関する規定が一部改正され(平成19 年6月15日付及び同7月4日付)、 金融商品取引法の施行日以後に終了 する事業年度及び中間会計期間から 適用されることになったことに伴 い、当中間会計期間から改正会計基 準及び実務指針を適用しておりま す。	

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。</p> <p>(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示していません。</p> <p>(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 関係会社の株式総額 13,100百万円</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,639百万円、延滞債権額は9,139百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 13,100百万円</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は31,297百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,400百万円、延滞債権額は8,830百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 13,100百万円</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,435百万円、延滞債権額は43,332百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,181百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は65,590百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は78,550百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,210百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は928百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,503百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,663百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,969百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は468百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は61,436百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は107,672百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,148百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																										
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>947,334百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>417,130百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>15,884百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>120,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>434,174百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>50,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券147,216百万円、また、未発生の債務の担保として有価証券0百万円を差入れています。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,503百万円、保証金は7,476百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、985,285百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが797,245百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当</p>	有価証券	947,334百万円	貸出金	417,130百万円	預金	15,884百万円	コールマネー	120,000百万円	債券貸借取引	434,174百万円	受入担保金		借入金	50,600百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,065,928百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>133,206百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>1,038百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>50,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>491,158百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>178,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券132,082百万円を差入れています。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,509百万円、保証金は7,465百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、932,604百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが701,203百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当</p>	有価証券	1,065,928百万円	貸出金	133,206百万円	預金	1,038百万円	コールマネー	50,000百万円	債券貸借取引	491,158百万円	受入担保金		借入金	178,000百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>891,429百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>742,778百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>1,621百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>100,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>493,982百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>227,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券134,564百万円を差入れています。なお、子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。また、その他資産のうち保証金は7,560百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、913,315百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが684,811百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その</p>	有価証券	891,429百万円	貸出金	742,778百万円	預金	1,621百万円	コールマネー	100,000百万円	債券貸借取引	493,982百万円	受入担保金		借入金	227,900百万円
有価証券	947,334百万円																																											
貸出金	417,130百万円																																											
預金	15,884百万円																																											
コールマネー	120,000百万円																																											
債券貸借取引	434,174百万円																																											
受入担保金																																												
借入金	50,600百万円																																											
有価証券	1,065,928百万円																																											
貸出金	133,206百万円																																											
預金	1,038百万円																																											
コールマネー	50,000百万円																																											
債券貸借取引	491,158百万円																																											
受入担保金																																												
借入金	178,000百万円																																											
有価証券	891,429百万円																																											
貸出金	742,778百万円																																											
預金	1,621百万円																																											
コールマネー	100,000百万円																																											
債券貸借取引	493,982百万円																																											
受入担保金																																												
借入金	227,900百万円																																											

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 25,110百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 24,229百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 24,633百万円</p>
<p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,318百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,287百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,295百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>
<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれております。</p>
<p>13 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p>	<p>13 同左</p>	<p>13 同左</p>
<p>14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託995,139百万円、貸付信託238,490百万円であります。</p>	<p>14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託967,655百万円、貸付信託117,638百万円であります。</p>	<p>14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託987,902百万円、貸付信託172,055百万円であります。</p>
	<p>15 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 8百万円</p>	

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 846百万円 その他 5,606百万円</p> <p>2 その他経常収益には、株式等売却益7,735百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却3,000百万円、貸倒引当金繰入額1,692百万円、株式等償却397百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 837百万円 無形固定資産 3,641百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却507百万円及び株式等償却1,003百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、貸倒引当金取崩額22,191百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,719百万円 無形固定資産 11,029百万円</p> <p>2 その他経常収益には、株式等売却益20,125百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却3,615百万円、貸倒引当金繰入額16,717百万円、株式等償却1,202百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 中間会計期間中の変動額のうち、剰余金の配当は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	607	43	8	641	(注) 1
第一回第一種 優先株式		19,434	19,434		(注) 2
合計	607	19,477	19,443	641	

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取(43千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(8千株)によるものであります。

2 自己株式(第一回第一種優先株式)の増加及び減少は取得及び消却(19,434千株)によるものであります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
普通株式	691	48	4	735	(注) 1
第一回第一種 優先株式		48,000	48,000		(注) 2
合計	691	48,048	48,004	735	

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取(48千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(4千株)によるものであります。

2 自己株式(第一回第一種優先株式)の増加及び減少は、取得及び消却(48,000千株)によるものであります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 事業年度中の変動額のうち、剰余金の配当は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	607	98	14	691	(注) 1
第一回第一種 優先株式		19,434	19,434		(注) 2
合計	607	19,533	19,448	691	

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取(98千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(14千株)によるものであります。

2 自己株式(第一回第一種優先株式)の増加及び減少は、取得及び消却(19,434千株)によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,884百万円 その他 176百万円 合計 2,060百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,090百万円 その他 83百万円 合計 1,173百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 793百万円 その他 93百万円 合計 887百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 338百万円 1年超 1,054百万円 合計 1,392百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 188百万円 減価償却費相当額 211百万円 支払利息相当額 21百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,880百万円 その他 176百万円 合計 2,056百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,395百万円 その他 119百万円 合計 1,515百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 484百万円 その他 57百万円 合計 541百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 346百万円 1年超 718百万円 合計 1,065百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 187百万円 減価償却費相当額 146百万円 支払利息相当額 16百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 該当ありません。 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,876百万円 その他 176百万円 合計 2,052百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,272百万円 その他 104百万円 合計 1,377百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 603百万円 その他 71百万円 合計 675百万円 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 341百万円 1年超 882百万円 合計 1,223百万円 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 375百万円 減価償却費相当額 423百万円 支払利息相当額 39百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、平成19年6月26日の定時株主総会において、以下のとおり600億円を上限とする自己の株式(優先株式)の取得枠の設定を決議いたしました。本件は、当社の財務健全性の改善を背景に、現在取得請求期間内にある優先株式の転換に伴う普通株式の希薄化の可能性を抑制すると共に、資本の質の向上を推進する観点から設定したものです。

取得枠の内容

取得する株式の種類

第一回第一種優先株式

取得する株式の数

上限 280,565,372株

株式の取得価額の総額

上限 600億円

取得することができる期間

平成19年6月26日から1年を超えない期間内

取得方法

株主との相対取引

優先株式の株主

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(2) 【その他】

中間配当

第138期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)中間配当については、平成19年11月14日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

信託財産残高表

科目	資産			
	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	966,428	1.78	2,373,631	4.19
有価証券	9,647,000	17.76	10,643,508	18.76
信託受益権	30,424,881	56.02	29,545,341	52.09
受託有価証券	805,727	1.48	698,968	1.23
金銭債権	6,012,270	11.07	6,329,596	11.16
動産不動産	4,734,912	8.72		
有形固定資産			5,203,891	9.17
地上権	12,116	0.02		
不動産の賃借権	89,070	0.16		
無形固定資産			132,284	0.23
その他債権	132,685	0.25	133,293	0.23
コールローン	24,632	0.05	33,534	0.06
銀行勘定貸	1,003,866	1.85	1,061,071	1.87
現金預け金	454,612	0.84	570,399	1.01
合計	54,308,204	100.00	56,725,520	100.00

科目	負債			
	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	20,122,902	37.06	21,563,639	38.02
年金信託	4,555,451	8.39	4,385,372	7.73
財産形成給付信託	6,411	0.01	5,687	0.01
貸付信託	239,985	0.44	118,964	0.21
投資信託	7,091,727	13.06	7,564,117	13.33
金銭信託以外の金銭の信託	1,831,426	3.37	2,993,534	5.28
有価証券の信託	5,682,623	10.46	4,667,478	8.23
金銭債権の信託	5,947,547	10.95	6,234,801	10.99
動産の信託	1,320	0.00	321	0.00
土地及びその定着物の信託	463,288	0.85	445,211	0.78
包括信託	8,362,537	15.40	8,743,191	15.41
その他の信託	2,981	0.01	3,200	0.01
合計	54,308,204	100.00	56,725,520	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末3,253,354百万円、当中間会計期間末3,007,927百万円
なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

3 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末65,894百万円のうち、延滞債権額は6,819百万円、3カ月以上延滞債権額は123百万円、貸出条件緩和債権額は35百万円であります。また、これらの債権額の合計額は6,978百万円であります。

4 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末46,061百万円のうち、延滞債権額は7,314百万円あります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第137期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書 | | | 平成19年6月27日関東財務局長に提出。
平成17年9月20日提出発行登録書に係る訂正発行登録書。 |
| (3) 発行登録書及び
その添付書類 | | | 平成19年9月20日関東財務局長に提出。
無担保社債(劣後特約付)に係る発行登録書。 |
| (4) 臨時報告書 | | | 平成19年12月20日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第11号の規定に基づき提出。 |
| (5) 訂正発行登録書 | | | 平成19年12月20日関東財務局長に提出。
平成19年9月20日提出上記(3)に係る訂正発行登録書。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 池田輝彦 殿

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	菅原和信	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	江見睦生	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井義博	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三浦昇	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 池田輝彦 殿

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	菅原和信	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	江見睦生	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井義博	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久保暢子	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 池田輝彦 殿

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	菅原和信	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	江見睦生	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井義博	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三浦昇	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第137期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 池田輝彦 殿

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	菅原和信	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	江見睦生	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井義博	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久保暢子	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第138期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

